

# 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

令和元年 9 月定例会

会 議 録

# 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

## 令和元年9月定例会

1. 招集の日時 令和元年9月27日 午前10時
2. 招集の場所 匝瑳市ほか二町環境衛生組合  
松山清掃工場 2階 会議室
3. 開会、散会の日時 開 会 令和元年9月27日 午前10時00分  
閉 会 令和元年9月27日 午前11時00分
4. 出席議員の氏名 議 長 佐藤 晴彦  
2 番 菅澤 環  
3 番 石渡 悦子  
4 番 川島 勝美  
5 番 都祭 広一  
6 番 行木 光一  
7 番 石田 加代
5. 欠席議員 な し
6. 地方自治法第121条の規定による出席者

管 理 者 太田 安規

会計管理者 畔蒜 稔行

匝瑳市環境生活課長 鎌形 健

多古町生活環境課長 佐藤 裕輝

横芝光町環境防災課長 萩原 浩己

#### 7. 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名

事務局長 石橋 清

主 査 平松 寿毅

主 査 補 嶋根 大介

#### 8. 議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 議案審議（議案第1号から議案第3号まで）

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）

議案第2号 平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第3号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

##### 1 議案の上程

- 2 提案理由説明
- 3 質 疑
- 4 討 論
- 5 採 決

日程第5 議案審議（議案第4号）

議案第4号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任について

- 1 議案の上程
- 2 提案理由説明
- 3 質 疑
- 4 討 論
- 5 採 決

日程第6 一般質問

9. 会議に付した事件

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）

議案第2号 平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第3号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任について

## 10. 議事の経過

【開会：午前10時00分】

佐藤議長 本日は、匠瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和元年9月定例会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。開会に先立ちましてご報告申し上げます。副管理者所一重多古町長さんから災害対応のため欠席とのご連絡を受けておりますのでご了解いただきたいと思います。

次に、新たに組合議員になられた2名の方に、自己紹介をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議員の自己紹介を議席番号の若い順にお願いします。2番菅澤議員さんお願いいたします

菅澤議員 多古町議会の菅澤環と申します。初めての場所ですのでご指導のほど、よろしくお願いいたします。

佐藤議長 ありがとうございます。次に、4番川島議員さんお願いいたします。

川島議員 横芝光町議会の川島でございます。よろしくお願いいたします。

佐藤議長 以上で、新組合議員の自己紹介が終わりました。

これより匠瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和元年9月定例会を開会いたします。

なお、本日は議員全員出席でございますので会議は成立いたしました。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者、及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりであります。

よって、配付いたしました印刷物により御了承願います。

議案の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 それでは、直ちに会議を開きます。

日程第1、議事進行上、「議席」を指定いたします。

ただいま着席されている議席を議席に指定いたします。

なお、議員諸君の氏名とその議席番号については、お手元に配付しました

議席表をもってご了承願います。

佐藤議長

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長

それでは、異議なしと認め、本定例会は本日1日限りといたします。

佐藤議長

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第70条の規定により議長が指名いたします。

2番菅澤環議員と7番石田加代議員の両名を指名いたします。

佐藤議長

日程第4、これより、議案第1号から議案第3号について、一括上程します。

佐藤議長

これより管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明をお願いいたします。

太田管理者

皆様、おはようございます。

本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和元年9月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の折にもかかわらず、ご参集を賜りまして、心から感謝申し上げます。

また、日頃から匝瑳市ほか二町環境衛生組合の運営に対しまして、格別なご理解とご協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、議案4件のご審議をお願いするわけですが、提案理由のご説明を申し上げる前に、当組合の施設の概況及び台風15号による対応状況と今後の方向性について申し上げます。

始めに、組合の基幹施設であります松山清掃工場につきましては、昭和59年の稼働開始から35年が経過することから、施設や使用機械の老朽化が著しく進んでおり、年々、修繕箇所も増えていることに加え、処理能力が低下しているため一昨年度から粗大ごみの一部を外部へ委託している状況であります。運営に係る予算の大部分を、構成市町の負担金に依存している状況であります。構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、極力経費節

減に努めながら、定期的な点検や計画的に修繕を行うなど、施設の延命化を図っているところでございます。

次に、山桑メモリアルホールにつきましては、平成14年度の稼働から17年が経過しまして、平成30年度に火葬炉監視システムの大規模修繕を行い、順調に運営しているところでございます。令和元年度においても引き続き、計画的な維持補修等を行いながら、住民の皆様安心してご利用いただけるよう、努めてまいりますので、議員各位におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、9月9日に大規模停電が発生しました台風15号の対応についてですが、松山清掃工場は9月13日の未明に電気が復旧するまでの間は、発電機で通信手段を確保しました。電気と水が復旧してから、施設の被災状況を確認後、運転を再開しました。

可燃ごみの収集及び直接搬入については、9月12日と13日を停止し、16日から可燃ごみの収集と、直接搬入は生ごみに限り再開しましたが、資源ごみと不燃ごみの収集は、停止することなく行ったところです。9月23日からは、り災証明書をお持ちの方に限り、直接搬入を再開しました。山桑メモリアルホールは9月15日の夕方に電気が復旧しました。

それまでの間は、非常用発電機により電力を確保し、火葬業務については実施できましたが、空調機器や照明は使えませんので、利用者の皆様にはご不便をおかけしました。

また、当組合の今後の方向性について、前回の定例会でお伝えしたところですが、新しく組合議員になられた方もいらっしゃいますので、あらためてご報告いたします。本組合事業でのごみ処理業務は、令和2年度末で終了することとなり、構成市町のごみ処理業務は新たな組合で行うこととなります。当組合の事務局は、山桑メモリアルホールがある匝瑳市山桑730番地に移転し、火葬業務と一般廃棄物最終処分場の維持管理業務を行うこととなります。また、松山清掃工場の跡地は、匝瑳市の中継施設建設用地として、再活用の予定です。

今後、一般廃棄物最終処分場の閉鎖に向けて、令和3年度以降は、覆土工

事等にかかる費用を積算し、地元要望等を聞きながら跡地利用を検討する予定であります。

それでは、本定例会に提出いたします議案3件につきまして、ただ今からその提案理由を申し上げます。

太田管理者

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）本案は、令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散されることに伴い、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定により、同年6月25日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めると提いたした次第であります。

議案第2号、平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について本案は、平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第292条の規定において準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めると提案いたした次第であります。

議案第3号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方自治法の一部改正に伴い、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する所要の条文の整理をいたしたく提案いたした次第であります。以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

佐藤議長

管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑を行います前に予め申し添えます。会議規則第46条及び48条により、1つの議案に対する質疑は、1人3回までとなっております。また、



質疑については、議案の範囲とし、重複する事項を避け、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。

はじめに、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）」を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

石橋事務局長 議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）本案は、令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定により、令和元年6月25日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。以上です。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

それでは、質疑を許します。

御意見等はございませんか。

（「なし」の声）

佐藤議長 ないようですので、議案第1号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第2号「平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

事務局長。

石橋事務局長 議案第2号、平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算内容について議案第2号 平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合

一般会計歳入歳出決算内容についてご説明いたします。お手元に配布してあります、平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算書、施策の成果の説明書に基づきまして説明をさせていただきます。

まず最初に、決算書をお開きいただきたいと思います。

決算書の2ページと3ページには歳入、4ページと5ページには歳出の全体の決算が記載してございます。

7ページをご覧下さい。平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の事項別明細書になります。こちらについてご説明いたします。その内容について、8ページ、9ページをご覧ください。歳入からご説明いたします。歳入1款、分担金及び負担金から説明いたします。予算現額3億7,354万6千円に対しまして、収入済額が3億7,354万6千円で100%の収入率でございます。負担金の構成市町別内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。匝瑳市が2億2,041万1千円負担額で59.0%の負担率でございます。多古町は、8千473万1千円22.7%の負担率でございます。横芝光町は、6千840万4千円18.3%の負担率でございます。

2款、使用料及び手数料、予算現額1億5千16万4千円に対しまして、収入済額1億6千348万530円、108.9%の収入率でございます。この内、1項1目の火葬場使用料は、予算現額1千801万2千円に対しまして、収入済額は、1千817万2千980円で、100.9%の収入率です。使用料の内訳については、備考欄に欄記載のとおりで、火葬分、式場分、遺族控室分等であります。2項1目、ごみ収集処理手数料の予算現額1億3千214万2千円に対しまして、収入済額は、1億4千529万7千550円で、110%の収入率です。

3款、国庫支出金の予算現額29万1千円に対しまして、収入済額は25万2千720円で、予算現額に対して86.8%の収入率です。10ページ、11ページをご覧ください。4款、財産収入の予算現額2千593万2千円に対しまして、収入済額は3千155万6千784円で、当初予算額に対して121.7%の収入率です。この内、1項、財産運用収入、1目の利

子及び配当金の予算現額13万2千円に対しまして、収入済額は、11万2千202円で、85%の収入率です。これは、財政調整基金利子であります。2項、財産売払収入、1目、物品売払収入の予算現額は、2千580万円に対しまして、収入済額は、3千144万4千582円で、121.9%の収入率です。これは、缶類、金属類、ダンボール、雑誌等の資源ごみリサイクルによる売払い収入と、ペットボトルの有償入札抛出品等の合計になります。

5款、繰入金は財政調整基金からの繰入金で、予算現額9千740万2千円に対しまして、収入済額は9千740万2千円で、100%の収入率です。

6款、繰越金、予算現額2千836万9千円に対しまして、収入額は2千836万9千932円で、100%の収入率です。これは、平成29年度からの繰越金であります。

7款、諸収入、予算現額30万1千円に対しまして、収入済額は44万971円で、146.5%の収入率です。これは、山桑メモリアルホールや松山清掃工場内の自動販売機の電気使用料や預金利子であります。

歳入合計は、予算現額6億7千600万5千円に対しまして、収入済額は、6億9千504万8千937円で、102.8%の収入率です。

以上が決算書、歳入の説明であります。

続きまして、歳出のご説明について申し上げます。

歳出につきましては、支出済額が概ね100万円以上、又は特に説明が必要な事項についてご説明申し上げます。

12ページ、13ページをご覧ください。1款、議会費、予算現額12万4千円に対しまして、支出済額は9万6千653円77.9%の執行率です。

2款、総務費、予算現額7千365万6千円に対しまして、支出済額は、7千268万7千198円で、98.7%の執行率です。1項、1目、一般管理費の内2節、給料の支出済額2千916万4千468円は、特別職2名と職員7名の給料であります。3節、職員手当等の支出済額1千520万6千269円の内訳につきましては、右側の備考欄に記載してありま

すとおりに、扶養手当や通勤手当、期末・勤勉手当等であります。4節、共済費の支出済額1千690万7千741円は、職員7人分の長期と短期の共済掛け金等であります。7節、賃金、支出済額422万6千450円は、嘱託職員2名分の賃金であります。

14ページ、15ページをご覧ください。14節、使用料及び賃借料の支出済額177万1千046円で、内訳については、備考欄記載のとおりで主なものは財務会計システムリース料であります。

19節、負担金補助及び交付金の支出済額180万9千264円の内訳については、備考欄に記載のとおり、各種協議会への負担金、嘱託職員の労働保険料5名分などあります。2款2項1目、監査委員費、予算現額2万6千円に対しまして、支出済額は、2万4千299円で、93.5%の執行率であります。

3款、衛生費、予算現額6億43万3千562円に対しまして、支出済額は、5億7千318万9千067円で、95.5%の執行率です。1項、火葬場事業費、予算現額9千66万3千円に対しまして、支出済額は、8千693万3千319円で、95.9%の執行率です。7節、賃金、支出済額225万9千600円は、嘱託職員1名の賃金です。11節、需用費の支出済額は、2千588万8円で、備考欄記載のとおりです。修繕料については、主要な施策の成果に関する説明書で後ほど説明いたします。13節、委託料の支出済額3千937万8千270円で備考欄記載のとおりです。主なものは、受付運営・火葬業務委託料であります。

16ページ、17ページをご覧下さい。15節、工事請負費の支出済額1千7,76万6千円は、火葬炉監視システム及び制御機器更新工事であります。平成14年度使用開始後初めての更新になります。3款2項、清掃事業費、予算現額5億977万562円に対しまして支出済額は、4億8千625万5千748円で、95.4%の執行率です。

次に、7節の賃金443万6千600円については、嘱託職員2名の賃金と臨時職員1名2か月分であります。11節、需用費の支出済額は2億1千461万3千41円で、消耗品費3千930万3千875円の主なもの

は、ごみ袋購入代金、焼却炉用薬品、焼却炉用消耗品等です。燃料費 804万5千630円は、焼却炉用A重油、粗大ごみ破碎機、重機用軽油代であります。光熱水費 4千143万4千427円は、清掃工場電気代、水道代であります。修繕料の主なものは後ほど施策の成果でご説明させていただきます。12節、役務費の支出済額は913万7千9円で備考欄に記載のとおりです。主なものは収集袋販売手数料と松山清掃工場の維持管理に必要な各種清掃手数料等であります。

18ページ、19ページをご覧ください。13節、委託料の支出済額 2億2千525万9千124円で、備考欄に記載のとおりです。

上から17行目のごみ収集処理業務委託料は、可燃ごみ収集4台と資源ごみ等収集処理業務委託料等です。内訳のうち、下からの4項目、一般廃棄物運搬と一般廃棄物処理（山武環境）、一般廃棄物処理（ナリコー）、植物廃材リサイクル処理業務は、山武環境に粗大破碎ごみ、ナリコーに布団破碎ごみ、植木の枝葉をマルトシにそれぞれ処理しきれないときに依頼したものです。一般廃棄物仕分業務委託料、一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設にあります砂ろ過・活性炭交換業務委託料、松山清掃工場運転管理業務委託料、焼却灰運搬と処理委託料です。

20ページ、21ページをご覧ください。工事請負費の支出済額は、2千786万4千円で、後ほど施策の成果で説明させていただきます。18節、備品購入費 223万4千973円の主なものは、ポンプ1台を購入したものであります。22節、補償補填及び賠償金、52万7千562円は、松山清掃工場北側田んぼの補償です。

一番下の歳出合計の当初予算額 6億263万4千円、補正予算額 7千337万1千円、予算現額計 6億7千600万5千円に対しまして、支出済額は、6億4千597万2千918円で、95.6%の執行率です。

また、不用額 3千3万2千82円につきましては、入札執行時の差金等によるものです。

以上が、決算書の歳出の説明であります。

次に、23ページをご覧ください。

平成30年度実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。

24ページをご覧ください。

1. 歳入総額6億9千504万8千937円、2. 歳出総額、6億4千597万2千918円、3. 歳入歳出差引額4千907万6千19円、4. 翌年度へ繰越すべき財源についてはありません。5. 実質収支額4千907万6千19円、6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、2千500万円であります。

25ページをご覧下さい。平成30年度財産に関する調書についてご説明申し上げます。

26ページ、27ページをご覧ください。1. 公有財産（1）土地及び建物については、前年度と同様に、土地や建物の地積や延面積の増減はありません。

28ページをご覧下さい。2. 物品について、ご説明いたします。左から「区分」、「前年度末現在高」、「決算年度中増減高」、「決算年度末現在高」と記載してあります。ごみ袋以外増減は、ありません。ごみ袋については、29ページをご覧ください。収集ごみ袋棚卸高内訳をご覧ください。区分ごとに、前年度末現在高、決算年度内購入高決算年度内販売高、決算年度末現在高となっております。決算年度末現在高から前年度末現在高を引いたものが28ページの決算年度中増減高になります。

次に、3. 基金（1）財政調整基金について、ご説明申し上げます。前年度末現在高3億7千398万4千136円、決算年度中増減高6千228万9千798円減で、決算年度末現在高3億1千169万4千338円です。

31ページをご覧下さい。平成30年度地方債に関する調書についてご説明申し上げます。

32ページをご覧ください。起債の償還はすべて終了しており、明細はありません。

決算書に関しましては以上でございます。

続きまして、平成30年度 主要な施策の成果に関する説明書について、

ご説明申し上げます。主には決算書3款の内容によるものとなります。

3ページをご覧ください。火葬場事業、内容は葬祭施設の適正な維持管理を行い、環境の保全と地域住民の福祉向上に努めました。火葬場の利用実績については、合計で973件、前年度に比較し43件減です。式場利用実績については、合計で29件、10件の減です。主な修繕補修等は、(1)火葬炉設備修繕896万4千円は、傷んだところの定期的な補修です。(2)吸収冷温水機整備464万4千円は、定期的な整備です。工事関係としては、(1)火葬炉監視システム・制御機器更新1千776万6千円は、平成14年開始以来初めての更新となります。

次に、4ページをご覧ください。清掃事業について説明いたします。清掃事業の内容は、焼却施設の適正な維持管理を図り、1市2町から収集・運搬した一般廃棄物を処理し、生活環境及び公衆衛生の維持向上に努めました。3.資源ごみ有価物売却実績は、記載のとおりです。紙類は年2回、その他は年4回最高価格者に売却をしております。

5ページをご覧ください。4.ごみ収集実績、5.ごみ処理・処分実績で記載のとおりです。

6ページをご覧ください。6.主な修繕補修等です。この内訳についてご説明いたします。(1)ごみ破碎機関係 1千50万8千円です。(2)処分場関係276万2千円です。(3)清掃工場関係①受入供給設備 1千120万円②燃焼設備 2千314万3千円7ページをご覧ください。③排ガス処理設備 2千219万2千円④通風設備 2千798万2千円 ⑤排水処理設備 1千476万1千円

8ページをご覧ください。⑥灰出し設備 534万8千円 ⑦電気設備 304万6千円 ⑧その他補修 484万9千円 (4)工事関係 ①破碎ごみ破碎機エンジンユニット交換工事 1千4,41万8千円 ②水田表土入替工事 947万2千円③井戸ポンプ・用水管敷設工事397万4千円以上が概要の説明となります。

続きまして、平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。去る7月23日、当組合事務

所会議室に於いて、石井代表監査委員に、決算の書類審査を受けて、総論のとおりご意見をいただきましたので、ここにご報告いたします。

以上、説明とさせていただきます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは、質疑を許します。御意見等はいかがでしょうか。

佐藤議長 6 番行木君

行木議員 では、火葬事業の中でお尋ねします。火葬場の中というわけではないですが、外の通路の話ですが、伐採して周りがきれいになっているんですよ。駐車場から式場までは、皆さん歩いたことがあると思うんですが、100メートル位あるんです。その間がですね、屋根がないんです。そういうことで、今日は決算ということでありましてけれども、30年度にそんな話が出て、何か検討されましたか。

石橋事務局長 駐車場から式場までの屋根ということは、現在は検討しておりません。

行木議員 今後検討はありますか。

石橋事務局長 過去に若干検討したように思います。

佐藤議長 行木君。

行木議員 この話は私もこの会議に出ておきまして、一度か二度したことがあるんですよ。その後、この問題を取り上げませんでしたけれども、是非ですね、駐車場から式場までが夏は暑い、秋がくれば傘をさすということで、できれば、駐車場から建物の中に入る間はよく屋根の付いている所が多いんですよ。山桑の場合は特に距離がありまして遠いんですよ。そこらへんは予算の関係もあるでしょうけれども、是非、新年度にあたりまして使いやすいように検討していただきたいと思います。以上です。

佐藤議長 管理者。

太田管理者 その件につきましては検討させていただきます。

ありがとうございます。ご意見として頂戴いたします。

佐藤議長 ほかにございますか。

佐藤議長 ないようですので、議案第2号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第3号「匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会の議決に付す



べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

石橋事務局長 議案第3号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

3枚目の新旧対照表をご覧ください。左側の改正後をご覧ください。

(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分) 第3条を次のように改めます。第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得及び処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。地方自治法第96条第1項第7号を条ずれにより同条第8号と不動産の信託の項目を加えたものであります。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

それでは、質疑を許します。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、議案第3号の質疑を打ち切ります。

以上で、議案に対する質疑を終結します。

佐藤議長 続いて、討論に入ります。

討論の申し出はございますか。

討論の申し出がありませんので討論を終結いたします。

佐藤議長 これより、各議案の採決に入ります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について)、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第1号について、原案のとおり承認されました。

佐藤議長 続きまして、議案第2号 平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号について、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第3号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号について、原案のとおり可決されました。

佐藤議長 日程第5、これより議案第4号「匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任について」を上程いたします。

地方自治法第117条の規定により、川島勝美議員の退場を求めます。

(4番川島勝美議員退場)

佐藤議長 これより管理者から、提案理由の説明をお願いします。

太田管理者 議長。

佐藤議長 管理者。

太田管理者 それでは、本定例会に提出いたします議案第4号につきまして、只今からその提案理由を申し上げます。

議案第4号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任について本案は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員に川島勝美氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めため提案いたした次第でございます。

以上をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただきましてご同意賜りますようお願い申し上げます。

佐藤議長

管理者から提案理由の説明が終わりました。

本案件につきましては、人事案件につき質疑及び討論を省略して、本議案につきましては、直ちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長

異議なしと認めます。

佐藤議長

これより、議案第4号の採決に入ります。

議案第4号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

佐藤議長

挙手全員でございます。

よって、議案第4号について、原案のとおり同意することに決しました。

川島勝美議員の入場を許します。

(4番川島勝美議員入場)

佐藤議長

ただいま川島勝美議員が着席されました。議案第4号による匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任については、原案のとおり同意されたので、お伝えいたします。

佐藤議長

これより、川島議員に承諾のごあいさつを願います。

川島議員

自席より失礼いたします。

ただ今、監査委員にご推挙いただきました川島でございます。謹んでお受けいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤議長

ありがとうございました。

佐藤議長

日程第6 一般質問を行います。その前に予め申し添えます。会議規則第54条により、一般質問については、重複する事項を避け、1つの質疑は1人3回までとし、円滑に議事を終了することができますようご協力をお願いいたします。

それでは、通告により質問を許します。

佐藤議長

行木光一議員。

行木議員

1つといたしまして、30年度最終処分場より高濃度塩化物イオンにより

まして工場周辺の水田に公害が発生し、30年度放流により井戸水の影響、そして表土の交換をされました。その水田の回復状態はどうでしたか。

2つといたしまして、昨年4月から12月最終処分場から出る塩化物イオンは2,000から9,900mgと高濃度でありました。これは、農業試験場許容目安は500から700となっておりますから、非常に高濃度でございます。また、匝瑳市でも埋め立てに際しまして、このような塩化物イオンが発生した場合500mg以上出た場合はどうするかというようなことになっておりますので、この整合性は色々あると思いますけども、そのへんをお伺いしたいと思います。垂れ流しでは困るということです。

3つめといたしましては、松山工場はあと1年6か月で廃炉となる予定であります。先ほど管理者からも説明がありましたが、もう少し詳しくお教え願いたい。よろしく申し上げます。

佐藤議長 議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

太田管理者 議長。

佐藤議長 はい、管理者。

太田管理者 ただ今の行木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、水田の回復に関するご質問ですが、水田表土入替工事後に土壌の成分調査を行い、耕作者が適正施肥を行うための結果報告を行いましたので、施肥をしていただいてから耕作をお願いしたところであります。

また、井戸ポンプ・用水管布設工事後に水質検査も行いまして、水稻の生育に問題ない水を供給しております。

以上のことから、組合として水田の回復はしたと考えておりますが、引き続き、作付けされる水稻の生育状況を注視して参りたいと考えております。

次に、最終処分場の放流水の水質検査については、水温、電気伝導率、塩化物イオン、水素イオン濃度を月1回測定しております。その他にアルキル水銀含有量、総水銀含有量、カドミウム含有量等の重金属類を含めた44項目を年1回測定し、全て放流基準値内におさまっております。以上の検査結果を、3か月ごとに、千葉県へ報告を行っております。行木議員の

ご質問いただいた放流水の塩化物イオンについては、今後も引き続き研究して参りたいと考えております。

最後の3つ目の今後のスケジュールでございますが、令和2年度末に松山清掃工場及び一般廃棄物終処分場は閉鎖をいたします。令和3年度以降は、清掃工場を解体するとともに、一般廃棄物最終処分場については、千葉県の指導を受けながら、一般廃棄物の埋め立てに関する休止届等を千葉県に提出し、廃止に向けた維持管理を行います。全体の覆土工事を行いますので、現状の浸出水処理施設を運転しながら、最終処分場内の保有水の水質が排水基準等に適合するまでの間、維持管理を行う方向で考えております。以上でございますので、どうぞよろしく申し上げます。

佐藤議長

行木光一君。

行木議員

では、1つ目の水田の回復の件で、ご質問したいと思います。

こちらは、非常に、私は収穫がなかったと。秋の収穫もあるし全体の収穫もあるんですけども、とにかく、やって、すぐは実りがなかったということですね。ですから、これを何年くらいかかってやるのかなってということの、考えてやったのかなってというほんとに不思議な話なんですよ、これね。ま、皆さん賛成してこういう工事をやれということになったんですけども、非常に回復にですね長時間かかるという見通しを私は持っているんですが。その辺は、どうですかという聞き方もおかしいですけども、管理者どうなんでしょうか。

太田管理者

はい。

佐藤議長

はい。管理者。

太田管理者

計画どおりに行っていたただいたということですが、ただ、施肥の面での影響が多少あったのではないかと考えております。その点をふまえて今後の育成状況につきましては、所有者や耕作者と連携を取りながら正常な収穫ができるよう組合も努力させていただきたいと考えております。

佐藤議長

行木君。

行木議員

よろしく申し上げます。

じゃ、2つ目の質問で、最終処分場から出る浸出水、こちらがですね、処

理装置というのが付いてるんですけども、塩化物イオンに対しては能力を発揮してないということなんです。それで、元から水路を通じて流しているということで、考えとしては環境基準に流しても問題ないというようなことでお話はいただいているんですけども、そういうことで進んでこれから先、先ほども管理者も言いましたように最終処分場をこれから管理していくという目安がこれ学者もわからないんですよ・・100年か50年か。ですから10年で終わるというわけでもないんで、そこをですね、地域の人にくみ取っていただきまして、私も題に自然環境ということを上げさせていただきました。ま、そういったものが流れている限り多少なりとも自然環境に悪影響を与える、最終的には栗山川、太平洋になってしまいますので、その辺大元を高度なろ過装置であれば、ま、財政調整基金というお金が使えるかどうかは私は解りませんが、災害ではありませんけど、これは公害です。ですから、そちらに向けて費用を捻出いただきまして最終処分場のろ過装置を高度化していただきたいという、これは地域住民も願っているところであります。とにかく、もう一回繰り返しますけれども、ここで燃やさなくなっても最終処分場から出る汚水は50年・100年出ますよと申し上げてますから、学者もわからないって言うてますから研究されてもわからないと思うんですよ。ですからその辺はやり組が気持ちを込めてそういう処置をして、跡地を閉めていくんだという方向性を是非つけていただきたいということで今日は申し上げました。管理者よろしくをお願いします。

佐藤議長

はい、管理者。

太田管理者

ただ今のご質問でありますけど、2番目・3番目のご質問とイコールのような再質問であったと理解して答弁させていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように全て放流基準内に収まっております。しかし、議員がおっしゃいますように塩化物イオン濃度というのは時々高くなるという数値もあるわけがございます。そのへんのところは今後引き続き研究し、その濃度が低い位置に収まるように努力していきたいと思っております。最終処分場の施設のこれからの維持管理でありますけれども、色々聞いた

中で平均的な最終処分場が排水基準等に適合するまで、そしてまた廃止に向けるという年数が20年から30年位平均するとかかっているという話は聞いております。これが一概に先ほど言ったように何年かかるかもまだわからないわけでありましてけれどもその間において、一年でも早く基準に適合するよう努力をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

佐藤議長

行木君。

行木議員

それでは、組合として跡地をきちんとやっていただいて処理してもらおうという方向性をよろしくお願いしまして終わらせていただきます。

佐藤議長

行木光一議員の一般質問が終了いたしました。

以上で通告のありました質問はすべて終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

佐藤議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

皆様方のご協力に対しまして、感謝を申し上げます。

これをもちまして、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和元年9月定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

【散会：午前11時00分】

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

石原 晴彦

会議録署名議員

石田 加代

会議録署名議員

菅澤 環